

制 度 名	戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称）に係る特例措置の創設			
税 目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税			
要 望 の 内 容	<p>大都市圏の国際競争力強化に向けて、国家戦略プロジェクトによる都市の再構築とそれを実現するため、国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し（首都圏整備法等を抜本改正）、国が国家戦略として「大都市圏戦略」を策定する（平成23年度）こととしている。</p> <p>この戦略を推進する観点から、戦略核都市（仮称）への中核的大都市圏機能（仮称）の集積、戦略核都市圏内におけるインフラの更新及び緑地の保全等を、戦略核都市圏内の市町村等が軌を一にして推進することができるよう、広域的な観点から調整・推進する必要がある事務（※）を実施する法人（戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称））を、戦略核都市及びその周辺市町村等は共同して設立することができることとする。</p> <p>当該機構の行う業務は大都市圏戦略を推進する観点から行われる公益性の高い業務であり、かつ、当該業務により収益を上げることが想定していないことから、当該機構を税法上「公共法人」と位置づけ、法人税等を非課税とすること等で、同機構の設立を促進し、大都市圏戦略の推進に向けた戦略核都市圏内の市町村等間の広域連携を促進することとする。</p> <p><国税></p> <p>○所得税、法人税、登録免許税、印紙税 非課税</p> <p>○消費税 仕入れに係る消費税額の控除の特例</p> <p>※広域的な観点からの調整・推進を要する事務の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略核都市が策定する戦略核都市圏基本構想等の策定・変更に係る提案 ・ 戦略核都市圏における中核的大都市圏機能の集積等に関するマスタープランの策定 ・ 機構を構成する市町村（構成団体）等の委託に基づく、構成団体間等の財政調整 ・ 中核的大都市圏機能の集積に必要な土地の造成、広域的な緑地保全に係る提案・調整・普及啓発 <p style="text-align: right;">など</p> <table border="1" data-bbox="874 1563 1489 1653" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">－ 百万円 （ － ）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － ）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － ）			

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>次期通常国会に提出を予定している「大都市圏戦略基本法案（仮称）」に基づき国家戦略的観点から策定される大都市圏戦略を推進するために、戦略核都市圏内の市町村等が、軌を一にして、戦略核都市への中核的大都市圏機能の集積等を実施することができるよう、戦略核都市及びその周辺市町村が、その行政界に捉われることのない広域的な観点から適切に連携しつつ推進するための調整・提案を一括して担う機構の創設を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大都市圏戦略の実効性ある推進を図る上では、国と地方公共団体とが連携するだけでなく、各関係地方公共団体間の自発的な連携が進むことも必要不可欠である。</p> <p>特に、大都市圏戦略においては、諸外国から様々な投資や人材を引き付けることを可能とするような魅力ある都市圏構造を実現するために、各大都市圏内において、国際競争力強化に資する、国際的な医療水準の機能、国際会議の誘致に適した見本市施設、会議施設、宿泊施設等の機能、外国人子弟の教育環境等の中核的大都市圏機能を、「選択と集中」の観点から、戦略市街地（仮称）又は戦略核都市に集約すべきものとするとしている。このような戦略を実現する上では、戦略核都市への中核的大都市圏機能の集積等が促されるよう、戦略核都市圏内の市町村相互の広域的な観点からの調整・連携を促すとともに、戦略を推進する上で必要となる個別具体の施策の実施に同意しない地方公共団体の円滑な協力を得られるような仕組みも併せて構築する必要がある。</p>	
	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：40 総合的な国土形成を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>大都市圏戦略の推進により、年間、約6兆円の経済波及効果をもたらす。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>恒久措置</p>
今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策の達成目標に同じ。</p>	
	<p>政策目標の達成状況</p> <p>大都市圏戦略を推進し、国際競争力ある都市圏構造を実現するためには、地方公共団体による広域のかつ一体的な施策の実施が求められる。そのような地方公共団体による広域連携を促すための仕組みとしては、地方自治法による広域連合や一部事務組合の制度が存在するものの、これらは地方公共団体の権限を一部委任して創設するものであることから、どのような権限を委任するかについての地方公共団体との調整が難しく、合意に至らない場合も多く存在する上、地方公共団体だけでなく経済活動を担う民間団体等まで広く巻き込んだ形での広域連携を実現する上では課題も多く、現実には創設が進んでいない状況にある。</p>	

		<p>一方、本機構は、戦略核都市及びその周辺市町村等の権限の委任を前提とせず、その広域連携・調整を促すとともに、中核的大都市圏機能の集積に必要な土地の造成等を行うほか、大都市圏戦略を推進する上で必要となる個別具体的な施策の実施に同意しない地方公共団体の円滑な協力を得られるようにするため調整・提案を一括して担う組織であり、大都市圏戦略の実現に向けた戦略核都市の発意による広域連携を円滑に実現するための組織として必要不可欠なものであることから、このような機構の創設の促進には合理性が認められる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	2件/年
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本機構は、大都市圏戦略を推進し、諸外国から様々な投資や人材を引き付けることを可能とするような魅力ある都市圏構造を実現するために必要となる、中核的大都市圏機能の集積に必要な土地の造成等を実施することとなるが、本事業は当然のことながら営利目的でなされるものではないが、単年度では事業収益が上がる可能性がある。この収益に対して課税することとした場合、本機構による広域的な観点からの様々な事業の促進を抑制することとなってしまふ。</p> <p>また、本機構は、その構成団体たる戦略核都市圏内の市町村(構成団体)等の委託に基づき、構成団体間等の財政調整を行うことができることとすることを検討中である。</p> <p>したがって、本機構の活動に対して法人税等を非課税とする等の措置は、戦略核都市圏内の関係市町村等の意思の広域的かつ自発的な統一を促すための調整・提案を一括して担う主体の創設を促す上で有効性が認められる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税及び事業所税)の特例措置を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>大都市圏戦略には国家戦略的視点から必要とされる施策が盛り込まれることとなるとはいえ、そのために必要となる地方公共団体相互の広域連携を国が指示・強制することは、地域主権の考え方に反するものであり、結果的に大都市圏戦略の実効性ある推進が危ぶまれることとなる。</p>

			<p>したがって、既述のような大都市圏戦略の推進のために必要となる施策について、経済活動を担う多様な民間主体も含めた形での戦略核都市圏内の市町村等による広域連携を、あくまで各市町村等の「発意」により促す仕組みの創設は、地域主権の考え方に沿った形で大都市圏戦略の実現を目指す上で不可欠であり、またそのような広域連携は長期的に継続して初めて意味をもつものであることから、短期かつ即効性のある施策の実現を狙う補助金等との政策手段と比較して、本特例措置には相当性が認められる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	なし	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	なし	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	なし	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	なし	
<p>これまでの要望経緯</p>		なし	